

横手市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
18年度	人 104,522	千円 49,253,195	千円 1,030,415	千円 10,157,451	% 20.6	% 21.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

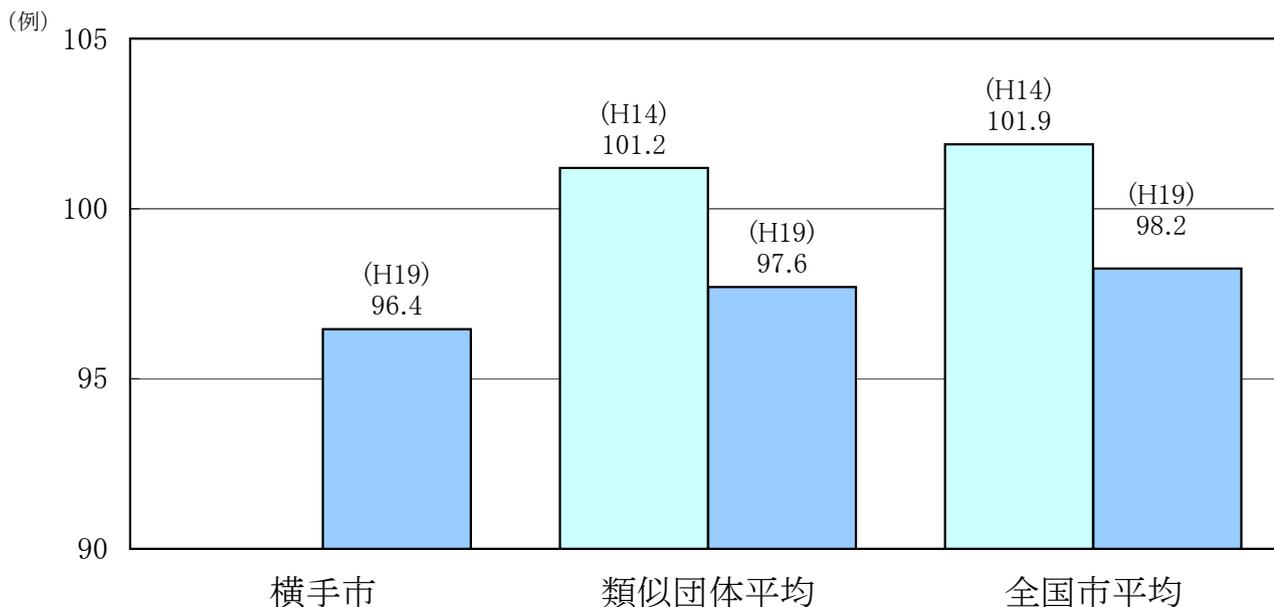
区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 1,295	千円 4,561,847	千円 717,786	千円 1,863,907	千円 7,143,540	千円 5,821	千円 6,327

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年10月1日 8市町村による新設合併

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H19年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
横手市	42.7 歳	324,904 円	365,241 円	349,641 円
秋田県	43.3 歳	354,705 円	427,114 円	403,833 円
国	40.7 歳	325,724 円	- 円	383,541 円
類似団体	43.6 歳	341,747 円	409,954 円	376,364 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
横手市	46.3歳	164 人	294,180 円	329,090 円	317,067 円	-	-	-	-
うち清掃職員	42.5歳	24 人	274,796 円	350,362 円	298,712 円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800 円	1.17
うち学校給食員等	45.0歳	15 人	299,807 円	316,642 円	316,488 円	調理士	44.1歳	212,600 円	1.49
うち用務員等	46.4歳	69 人	298,588 円	326,037 円	323,921 円	用務員	53.9歳	227,200 円	1.44
うち自動車運転手等	47.6歳	18 人	299,372 円	343,145 円	325,529 円	自家用乗用車自動車運転者	53.2歳	234,700 円	1.46
うちその他	48.0歳	38 人	293,739 円	319,457 円	312,434 円	-	-	-	-
秋田県	48.0歳	492 人	335,815 円	378,901 円	362,198 円	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193 人	287,094 円	-	320,514 円	-	-	-	-
類似団体	48.8歳	114 人	314,759 円	351,776 円	336,565 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
横手市	-	-	-
うち清掃職員	5,601,965 円	4,192,600 円	1.34
うち学校給食員等	5,465,203 円	2,965,500 円	1.84
うち用務員等	5,399,129 円	3,284,300 円	1.64
うち自動車運転手等	5,586,453 円	3,350,900 円	1.67
うちその他	5,274,196 円	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※「賃金構造基本統計調査」の民間データには、雇用期間の定めの有無にかかわらず、短時間労働者等の正社員・正職員以外の者を含んでいる。(横手市のデータは正職員のみ対象)

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
横手市	45.3 歳	300,078 円	321,165 円	309,688 円
秋田県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	40.4 歳	330,909 円	- 円	373,259 円
類似団体	42.3 歳	311,218 円	342,485 円	327,147 円

注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		横手市	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	短大卒	152,800 円	－ 円	－ 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	137,200 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円
福祉職	大学卒	177,500 円	－ 円	177,500 円
	短大卒	161,600 円	－ 円	161,600 円
	高校卒	148,600 円	－ 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

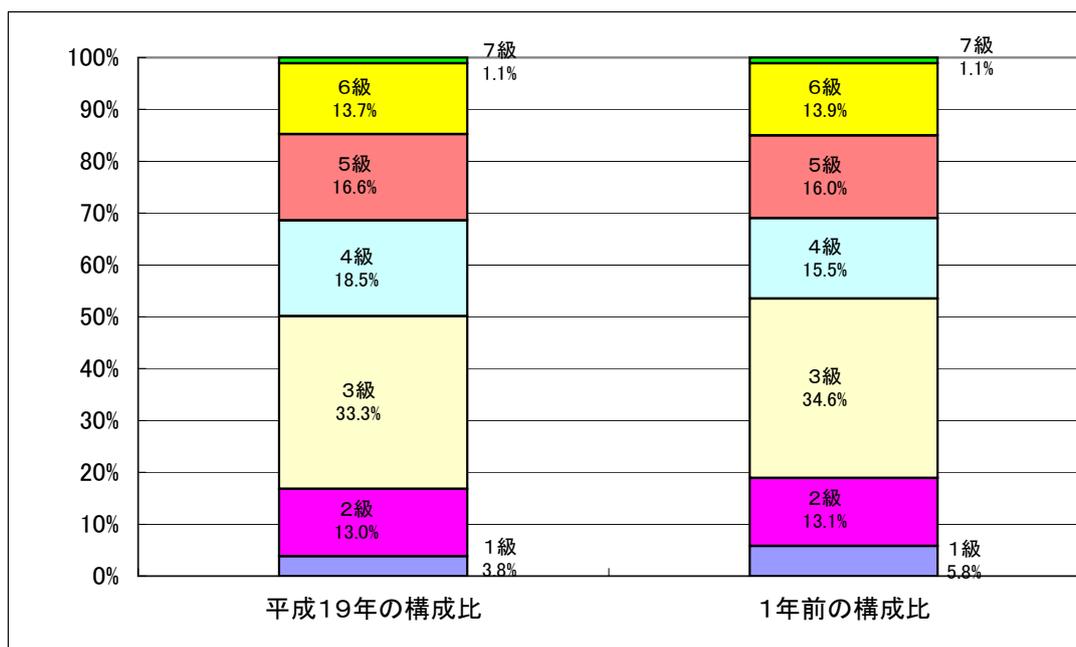
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	190,677 円	274,394 円	369,131 円
	高校卒	158,550 円	235,420 円	313,669 円
技能労務職	高校卒	－ 円	226,273 円	270,208 円
	中学卒	－ 円	232,525 円	288,713 円
福祉職	大学卒	－ 円	－ 円	308,857 円
	短大卒	－ 円	215,992 円	320,857 円
	高校卒	－ 円	216,511 円	275,050 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	31 人	3.8 %
2級	主任	106 人	13.0 %
3級	副主査	271 人	33.3 %
4級	主査	150 人	18.5 %
5級	副主幹	135 人	16.6 %
6級	次長、課長、主幹等	111 人	13.7 %
7級	部長、事務所長、局長、教育次長	9 人	1.1 %

- (注) 1 横手市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

反映していない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横 手 市	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,497 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,848 千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

反映していない。

(2) 退職手当 (H19年4月1日現在)

横 手 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500 月分	30.550 月分	勤続20年	23.500 月分	30.550 月分
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)	
(退職時特別昇給)	勸奨退職者59歳:4号給、58歳以下:8号給				
1人当たり平均支給額	8,749 千円	25,155 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
仙台	5 %	1 人	5 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
仙台	6 %	6 %

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	32,100 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	93,045 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	21.9 %		
手当の種類(手当数)	12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者の救護作業、感染症の病原体に汚染されたものの処理作業、家畜伝染病の防疫作業等	1日600円(半日300円)
高所作業手当	右の業務に従事した職員及び消防職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事現場の監督又は地上10メートル以上の高所で消防作業等	監督:日額200円 (半日100円) 消防作業:1回300円
用地交渉等手当	右の業務に従事した職員	現地において地権者等と直接面接して行う用地交渉業務のうち、特に困難なもの	1日220円(半日110円)
夜間特殊業務手当	右の業務に従事した消防職員	深夜(22:00～翌6:00)において行われる消防の業務	1回730円
夜間看護業務手当	看護師及び准看護師	介護老人保健施設における深夜に行われる看護等業務	全部深夜:1回6,800円 一部深夜 ・4時間以上:1回3,300円 ・2～4時間:1回2,900円
介護等業務手当	右の業務に従事した職員	老人福祉施設、介護老人保健施設及び知的障害者援護施設における入所者への直接の看護、介護又は厚生業務	知的障害者援護施設: 月6,000円 老人福祉施設及び介護老人保健施設:月8,000円
行旅死病人取扱手当	〃	行旅死病人の取扱業務	死亡人:1体につき3,000円 病人:1体につき1,500円
清掃業務等手当	〃	各ごみ処理施設及びし尿処理施設における直接清掃作業	月6,000円
災害、緊急出動手当	右の業務に従事した消防職員	災害又は緊急のための出動	機関員の業務:1回300円 機関員の業務以外: 1回240円
救急救命処理業務手当	〃	救急救命士の資格を有する消防職員が行う救急救命処置業務	1回1,000円
潜水作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を使用した潜水作業	1日350円
火葬業務手当	〃	斎場における火葬業務	月5,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	231,023 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	146,961 円
支給実績(平成17年度決算)	210,030 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	174,125 円

(注) 平成17年10月1日市町村合併のため、平成17年度決算は平成17年10月～平成18年3月分の数値である。

(5) その他の手当 (H19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額(平成 18年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ		千円	円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・配偶者以外2人まで:各6,000円 ・扶養親族でない配偶者がいる場合:1人目6,500円 ・配偶者がいない場合:1人目11,000円 ・3人目以降:各5,000円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:各5,000円 			205,897	225,271		
住居手当	借家、借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であつて配偶者が借家、借間に居住する職員に支給	同じ		千円	円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・自宅居住職員(新築又は購入から5年まで):2,500円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 			39,992	152,343		
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給	同じ		千円	円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円 ・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円～24,500円 			69,789	59,395		
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給	同じ		千円	円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と配偶者の住居間の交通距離に 応じ、月額23,000円～上限68,000円 			0	0		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	-	千円	円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・部長級職員 43,900円 ・次長級職員 28,500円 ・課長級職員 24,400円 ・副主幹級職員で所長の職にある者 15,500円 			48,125	327,387		
	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日等に勤務した場合に支給			同じ		千円	円
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回につき4,000円～10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増 					332	22,133
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給	同じ		千円	円		
	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額)×深夜勤務時間数) 			24,586	86,879		

宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同じ	千円	円
	・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務 1回4,200円 ・医師の宿直又は日直業務 1回20,000円(半日直は10,000円) ・医師以外の職員宿直又は日直業務 1回7,400円(半日直は3,700円)			
寒冷地務手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給	同じ	千円	円
	・世帯主で扶養親族のある職員 1万7,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 1万200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給			

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区	分	給	料	月	額	等
給料	市	長	820,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市	長	658,000	円	1,073,000 円 /	720,000 円
	教	長	566,000	円	877,000 円 /	658,000 円
	区	長	500,000	円	- 円 /	- 円
	識見監査委員		494,000	円	- 円 /	- 円
報酬	議	長	456,000	円	564,000 円 /	367,000 円
	副議	長	411,000	円	514,000 円 /	332,000 円
	議	員	384,000	円	480,000 円 /	312,000 円
期末手当	市	長	(19年度支給割合)			
	副市	長	3.35	月分		
	教	長	(19年度支給割合)			
	区	長	3.35	月分		
退職手当	市	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市	長	820,000×在職月数×0.47	18,499,200	任期毎	
	教	長	658,000×在職月数×0.28	8,843,520	任期毎	
	区	長	566,000×在職月数×0.21	5,705,280	任期毎	
	識見監査委員		500,000×在職月数×0.21	2,520,000	任期毎	
			494,000×在職月数×0.21	4,979,520	任期毎	

(注) 教育長は常勤の一般職に属するが、給与、勤務時間その他の勤務条件については他の一般職の職員とは別に条例で定めがあるため、参考として計上している。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務	253	233	△ 20	事務の統合縮小
		税務	69	64	△ 5	業務の見直し
		民生	221	204	△ 17	福祉・介護の担当の統合による業務の一元化
		衛生	117	116	△ 1	本庁・地域局間の環境衛生業務の見直し
		労働	1	1	0	
		農林水産	97	97	0	
		商工	41	43	2	企業訪問、誘致業務の拡充
		土木	97	100	3	権限移譲による建築確認業務増
	小計	904	866	△ 38	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.85 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 57.07 人)	
	教育	175	166	△ 9	小学校の統合による校務員減と退職不補充	
	消防	165	165	0		
	小計	340	331	△ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.52 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 81.07 人)	
公営企業等	病院	313	329	16	看護サービスの充実	
	水道	41	41	0		
	下水道	32	32	0		
	その他	229	243	14	特養施設の増床	
	小計	615	645	30		
合計		1,859	1,842	△ 17	<参考> 人口1万人当たり職員数 176.23 人	
		[1,903]	[1,903]			

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数値である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 特別行政部門には、教育長を含む。

(2) 年齢別職員構成の状況 (H19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	51人	128人	210人	221人	204人	187人	175人	214人	236人	208人	1人	1,842人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年10月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年10月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,881 人	1,705 人	△ 176 人	9.3 %

※集中改革プラン数値

(参考) 横手市定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成27年4月1日	18.4%の減

※横手市定員適正化計画は平成18年度に策定

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	18～19年	(参考)
		10月1日	計画始期	1年目	計	数値目標
一般行政	職員数	969	904	866	—	794
	増減		△ 65	△ 38	△ 38 (34.5%)	△ 110
教育	職員数	176	175	166	—	149
	増減		△ 1	△ 9	△ 9 (34.6%)	△ 26
消防	職員数	165	165	165	—	165
	増減		0	0	0 (0.0%)	0
公営企業 等会計	職員数	571	615	645	—	597
	増減		44	30	30 (△ 166.7%)	△ 18
計	職員数	1,881	1,859	1,842	—	1,705
	増減		△ 22	△ 17	△ 17 (11.0%)	△ 154

※平成17年10月1日合併

注) 1 計画期間は18年～22年の4年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員像減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質 収支	職員給与費	総費用に占める職 員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
18年度	1,437,317	77,853	194,991	13.6	14.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	29	105,746	20,442	43,128	169,316	5,838

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,895

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
横手市	41.7 歳	318,882 円	481,033 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横手市		一般行政職平均	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,438 千円		1,497 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～15%	役職加算	5～15%
管理職加算	なし	管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

横手市			一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500 月分	30.550 月分	勤続20年	23.500 月分	30.550 月分
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%)	
(退職時特別昇給)	勸奨退職者59歳:4号給、58歳以下:8号給)		(退職時特別昇給)	勸奨退職者59歳:4号給、58歳以下:8号給)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,749 千円	25,155 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
—	— %	— %

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	— %		
手当の種類(手当数)	—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(注) 「横手市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」には、特殊勤務手当を支給する規定なし。

エ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	6,611 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	220,372 円
支給実績(17年度決算)	4,880 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	168,306 円

(注) 1 平成17年10月1日市町村合併のため、支給実績は平成17年10月～平成18年3月分の数値である。

(注) 2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額(平成 18年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ		千円	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・配偶者以外2人まで:各6,000円 ・扶養親族でない配偶者がいる場合:1人目6,500円 ・配偶者がいない場合:1人目11,000円 ・3人目以降:各5,000円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:各5,000円 			3,905	195,275	
住居手当	借家、借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であつて配偶者が借家、借間に居住する職員に支給	同じ		千円	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・自宅居住職員(新築又は購入から5年まで):2,500円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 			824	164,800	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給	同じ		千円	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円 ・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円～24,500円 			2,209	81,846	
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給	同じ		千円	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と配偶者の住居間の交通距離に 応じ、月額23,000円～上限68,000円 			0	0	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	-	-	千円	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・部長級職員 43,900円 ・次長級職員 28,500円 ・課長級職員 24,400円 			1,825	365,198	
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日等に勤務した場合に支給	同じ		千円	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回につき4,000円～10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増 			0	0	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給	同じ		千円	円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額=(深夜勤務1時間当たりの支給額)×深夜勤務時間数) 			0	0	

宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同じ	千円	円
	・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務 1回4,200円 ・医師の宿直又は日直業務 1回20,000円(半日直は10,000円) ・医師以外の職員宿直又は日直業務 1回7,400円(半日直は3,700円)			
寒冷地務手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給	同じ	千円	円
	・世帯主で扶養親族のある職員 1万7,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 1万200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給			

(注) 1 平成17年10月1日市町村合併のため、支給実績は平成17年10月～平成18年3月分の数値である。

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

6 (3) に含んでいます。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	6,295,805	47,246	2,890,055	45.9	46.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	319	1,142,657	546,775	448,171	2,137,603	6,701	6,984

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

ウ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
横手市	医師	39.8 歳	482,459 円	1,513,380 円
	医療技術師	38.7 歳	298,512 円	489,921 円
	看護師等	34.2 歳	269,311 円	417,635 円
	事務職員	40.6 歳	326,469 円	512,247 円
	技能労務職員	50.6 歳	318,575 円	489,390 円
団体平均	医師	43.0 歳	564,908 円	1,294,193 円
	医療技術師	— 歳	— 円	— 円
	看護師等	37.0 歳	293,387 円	473,921 円
	事務職員	44.2 歳	356,684 円	552,044 円
	技能労務職員	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳	— 円	— 円	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横手市		一般行政職平均	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,369 千円		1,497 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～15%	役職加算	5～15%
管理職加算	なし	管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成19年4月1日現在)

横手市			一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500 月分	30.550 月分	勤続20年	23.500 月分	30.550 月分
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%)	
(退職時特別昇給)	勸奨退職者59歳:4号給、58歳以下)		(退職時特別昇給)	勸奨退職者59歳:4号給、58歳以下:8号給	
1人当たり平均支給額	4,002 千円	26,214 千円	1人当たり平均支給額	8,749 千円	25,155 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	268,395 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	877,111 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	93.0 %		
手当の種類(手当数)	11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師		月額300,000円以内
勤続手当	医師		満1年につき月額10,000円
麻酔手当	医師		1回につき5,000円
特殊診断書等作成手当	医師		収入額の25%
派遣手当	医師	診療所への派遣	月額100,000円以内
公衆衛生活動手当	医師		月額500,000円以内
救急診療待機業務手当	診療放射線科、臨床検査科、薬剤科、ME室および看護科に勤務する有資格職員		平日2,000円以内 土日・祝日4,000円以内
助産師手当	産婦人科外科外来および病棟に勤務する有資格者		月額4,000円
業務手当	医師	科長(管理職手当支給対象者を除く)	月額20,000円
	薬剤師	市立横手病院に勤務する者に限る	勤続1年未満 月額10,000円 勤続1年増すごとに月額2,000円加算(限度額30,000円)
	臨床工学技士		月額15,000円
	保健師、助産師、看護師、准看護師(以下看護師等)	市立横手病院に勤務する者に限る	給料月額7/100に300円を加算した額(限度額月額10,000円)および7,000円を加算した額

業務手当	医師、薬剤師、臨床工学技士、看護師等を除く職員	市立横手病院に勤務する者に限る	給料月額7/100に300円を加算した額(限度月額10,000円)
	病院外で講師等を行った職員		謝礼金等として病院事業会計に納付された金額の50%
	介護士、介護員		月額15,000円以内
危険手当	放射線取扱者		月額5,750円以内
	感染症病棟関係勤務者		日額290円
	検査室勤務者および危険物取扱者		月額3,750円以内
夜間看護手当	看護師等、介護士、介護員		深夜全部 6,800円以内 深夜4時間以上 3,300円以内 深夜2時間以上4時間未満 2,900円以内

(注)1 平成17年10月1日市町村合併のため、支給実績は平成17年10月～平成18年3月分の数値である。

エ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	90,694 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	275,667 円
支給実績(17年度決算)	48,010 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	185,370 円

(注)1 平成17年10月1日市町村合併のため、支給実績は平成17年10月～平成18年3月分の数値である。

(注)2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ		千円	円
	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・配偶者以外2人まで:各6,000円 ・扶養親族でない配偶者がいる場合:1人目6,500円 ・配偶者がいない場合:1人目11,000円 ・3人目以降:各5,000円 ・満15歳に達した4月1日から満22歳に達した3月31日までにある子への加算:各5,000円 			17,789	219,628
住居手当	借家、借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であつて配偶者が借家、借間に居住する職員に支給	同じ		千円	円
	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間居住職員(月額12,000円超の家賃を支払っている職員):最高27,000円 ・自宅居住職員(新築又は購入から5年まで):2,500円 ・配偶者が借家、借間に居住する単身赴任手当受給職員:最高13,500円 			10,084	180,074
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給	同じ		千円	円
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用職員:1箇月当たり最高55,000円 ・自動車等利用職員:通勤職員に応じて月額2,000円～24,500円 			16,220	65,669

単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・職員と配偶者の住居間の交通距離に 応じ、月額23,000円～上限68,000円	同じ		千円 0	円 0
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長級職員 43,900円 ・次長級職員 28,500円 ・課長級職員 24,400円 ・院長・副院長 給料月額の20/100 ・診療部長 給料月額の15/100 ・総看護師長 43,900円 ・薬剤管理科長、副総看護師長等 28,500円 ・薬剤科長、看護師長等 24,400円 ・総括主任、副技師長 15,500円	—	—	千円 18,809	円 696,639
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日等に勤務した場合に支給 ・管理職手当の適用区分に応じ、勤務1回につき4,000円～10,000円を支給 ※6時間を超える勤務の場合は5割増	同じ		千円 222,000	円 222,000
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日の午前5時の間)に勤務した場合、勤務した全時間に対して支給 ・支給額＝(深夜勤務1時間当たりの支給額)×深夜勤務時間数)	同じ		千円 16,938	円 83,855
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 ・庁舎の保全、庁内の監視等のための日直業務 1回4,200円 ・医師の宿直又は日直業務 1回20,000円(半日直は10,000円) ・医師以外の職員宿直又は日直業務 1回7,400円(半日直は3,700円)	同じ		千円 15,163	円 369,837
寒冷地務手当	毎年11月から翌年3月の初日在职する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 1万7,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 1万200円 ・その他の職員 7,360円 を11月から翌年3月までの5ヶ月間支給	同じ		千円 17,478	円 54,963
初任給調整手当	欠員の補充が困難と認められる職(医師)に支給 ・採用の日以後の期間に応じて月額で支給 ・大学卒業の日から採用日までの期間が4年を超える職員については採用の日からその超えることとなる期間に相当する期間、この手当が支給されているものとして調整された額を支給する	同じ		千円 81,167	円 2,459

(注)1 平成17年10月1日市町村合併のため、支給実績は平成17年10月～平成18年3月分の数値である。

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

6 (3) に含んでいます。